

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年4月25日(火) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

### 出席委員

会長 欠 席	1 番 迎 幸枝	2 番 欠 席	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 欠 席	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏                      書記 前田 篤史                      木場 香                      中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項  
予定なし
5. 議 事  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
6. その他  
令和5年3月総会における意見  
農業者年金について

事務局長	<p>揃いましたので令和5年度第1回農業委員会総会を開始します。</p> <p>本日はですね、2番宮脇さんですね、と8番の西田さん、推進委員さんで松尾委員さんと大原さん。森土雄さんが連絡ないのでちょっとみえてないです。そして会長がお休みという事で、本日の議事は森重幸さんが行います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは皆さんこんにちは。西坂会長が私用で来れませんので、私が今日は代わって行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>まずは議事録署名委員ですけれども、12番の清心さんと、1番の迎さんよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは報告事項については、今のところはないという事ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですけど議案に入っていきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について5件程ありますので、事務局よりよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>3ページご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>5件とちょっと多いですけれども、説明していきます。</p> <p>1件目、まず駄地郷の339、341-1、343-1、田3筆、2,131㎡。賃貸借権の設定となっております。備考に書いておりますけれども、物納で米を1袋3筆合わせて1袋分です。あとその他野菜を少しやるという事でした。申請事由につきましては経営規模拡大ということで、借受人が令和4年ぐらいからですね駄地のほうで農地の借入をされていまして、今回また拡大していきたいという事で申請をされております。</p> <p>2件目に行きます。三根郷の1050-1、1051、田1筆、畑1筆、2筆で740㎡。理由としては耕作管理が困難であるということで、買い受けると。売買で2筆で20万円という内容となっております。</p> <p>次のページに行きます。次が平似田郷ですね。946、947、983-1、986、1019、1039、1040、1043、田が7筆、畑1筆、8筆で4,502㎡です。所有権移転、売買となっております。右の方に色々書いているんですけども、8筆で120万円、反で約26.7万円の売買となっております。で譲受人は大村市で解体業を営んでおり、社員さんと共同で作業する予定です。令和4年10月に駄地郷の農地を取得済みということで、ここ以外にも駄地のほうで昨年農地を取得されておまして、そこについてはまだ耕作準備中なのか、野菜とかを作るように進めているようです。水稻が主に作られます。畑には野菜を作られる予定で、規模をまた拡大される申請となっております。</p> <p>続いて5ページですけれども、4件目が里郷の1780-1、田1筆、267㎡。理由としては、隣接地のため譲り受けるということで、1筆売買の3万3000円となっております。</p>

	<p>す。</p> <p>5 件目が中岳郷ですね。ちょっと数が多いので地番は省略いたします。6 ページの一番下に数を書いていますけども、田んぼが 8 筆、畑が 1 筆、他 10 筆。樹園地のことですね、茶畑ですね。19 筆で 11,965 m<sup>2</sup>。</p> <p>右の方に申請事由書いておりますけども、当事者が土地、家屋等を全て贈与したいという事で、その譲受人が新規就農をしたいということで、役場にも何度かご相談に来ていただいていたんですけども、家屋を含めて譲渡人から贈与を受けてこちらに移住をされるという計画になっております。で、その前に農地を確実にもらえるようにという事で、許可を取られている状況です。実際いきなりはできないので、譲渡人さんに農作業を手伝ってもらいながらしてもらう予定ですというお話でした。譲受人さんが前、12 月ぐらいだったと思うんですけど、別の方に贈与したいというお話もあったんですけども、そちらはちょっと家の都合とかでうまくまとまらず、今回新たに新規就農の方という事で出ております。</p> <p>7 ページからが図面になります。</p> <p>1 件目の譲受人さんが借り入れられる件は、駄地公民館のちょっと上の方ですね。次のページが上杉ですね。上杉公民館の近くですけども、ここが売買となっております。</p> <p>9 ページ目が平似田の売買となっております。</p> <p>10 ページが里郷ですね。赤枠で囲んである所の北側ですね。そこらへんが今持ってらっしゃる土地という事でもうすぐその土地も一緒に作るというふうな内容です。</p> <p>11 ページが中岳です。かなり数はあるんですけど、実際茶畑は他の人に貸してるという事で、譲受人さん自身が作るようにはならないようですね、また貸し借りをされるのかなというような内容でございました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それではですね、5 件程ありますけども、順を追っていきたいと思いますのでまずは、あの 1 番の方からご意見とか何かございませんでしょうか。</p>
渡邊委員	<p>8 番の渡邊ですけど、この件につきましてですね、譲受人から私の所になんか土地がないだろうかとありまして、私が一応譲渡人さんの家に行ってですね、了解をもらいまして、そして本人さんにお話をし、そして了解をもらいましたので。あと譲受人さんは今言われたように経営拡大を目指してやっておりますので、別に問題は無いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にありませんか。</p> <p>無いようでしたらですね、採決に入りたいと思います。許可相当と思われる方は挙手をもってお願いいたします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>はいありがとうございます。許可相当となりましたので許可いたします。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>次にですね2番目よろしくお願いたします。ご意見等ございせんか。地元委員さん何かございせんか。</p>
事務局	<p>元々会長からちょっとこの貸し借りの資書類を作とってくれみたいな話があったので、西坂会長伝えでの話にはなるんですけども、詳しく内容は聞いてないですけども、聞いたところはもう所有者さんが作れないからという事で、譲受人さんが買う相談に来られましたという事で聞いております。特に何もこれを総会で言とってくださみたいなことは聞いてないんですけども。</p>
議長	<p>他にご意見はございせんか。</p> <p>ないようでしたらこちらも採決に入りたいと思います。許可相当と思われる方は挙手をもってお願いたします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。許可相当ということで許可いたします。</p>
議長	<p>次ですね3番目。よろしくお願します。地元委員さん何ございせんか。</p>
山口委員	<p>6番の山口です。所有者さんの方からはですね、ちょっと私の方にはお話は無かったんですけど、この土地はもう何十年って、別の農家の方が耕作されてたんですよ。それでお話を受けてみたら、うちはもうなくなったんですけど、所有者のお母さんと一応貸し借りの話があって、最終的に売買をされるんだったら承諾しますという事でその農家の方に話をされていたんです。それで1つ問題があってですね、地図の9ページをちょっと開けてもらって、上の写真の方なんですけど、地図を見てもらって右側ですね、細長く下の方に田んぼが下ってますよね。その一番下にその農家さんが耕作されてる田んぼがあるんですよ。それで、そこに行くには今譲渡人さんの今度売買したいという田んぼを使わせてもらわないといけないらしいんですよ。それをその農家さんの土地に行くのに使わせて頂ければこのお話は承諾しますという事を伺ってまいりました。以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
森計人委員	<p>7番森です。先程言われたところですけど、地図の赤線でいけばハウスとダブってるところがあるんじゃないかなと思って。その辺はどうですか。</p>
山口委員	<p>あの大きい下の写真の右側ですね。</p>

森計人委員	1040 番地ですかね、ハウスが写真で見たらダブってるんですが何がどうなってるのかお聞きしたいと思います。
山口委員	すいません確認してません。
事務局	<p>先に山口委員さんからの話ですけれども、午前中にですね委員さんから連絡を頂きまして、どういう状況かなと思って3条の申請自体代理人さんがされてたので、そちらの行政書士さんに一応そういう話があるみたいだと電話を入れたら、午前中に折り返しがありまして、農地を通ることには問題ありませんと。実際、近隣の農家さんの協力も頂きながらしないといけないと思いますのでという事で、その件については大丈夫という事で、実際山口委員さんが言われてたのは 1043 の下の方にその農家さんの水田がありまして、おそらく田越しに通って行かないといけないんじゃないかなというところでした。</p> <p>写真がちょうどみきれてるためですねわかりにくいんですけども。下の方に何筆かでですねその農家さんの田んぼがありますので、その件については確認を取りました。</p> <p>森委員さんのおっしゃってた、確かに 1040 の一部がハウスが入ってるもんで、そこはおそらく向こうさんもあまり意識をされてないのかなということでしたので、そこは確実に今後も使えるようにという事で話は通しておくように。いちごを作られてると思いますので。</p>
議長	他にございませんか。
森武敏委員	2 番の森ですけど、先程森さんがおっしゃったように、今回はですね写真として私たちも見ても地番の番号も全くわからないんですけど、上の方の拡大図はいいんですけど、下の2枚の方ですね場所を言われてもわからない、地番がわからないんですよ。っていうことでいえばもう少し大きくしておかないと。前から事務局もいろいろして頂くときに今回の上と下あんまり変わらないんですよ。そこらへんもう少し大きくして頂ければなど。
事務局	あのですね、私もそれ考えたんですけど、ページがまたがると逆にわかりにくいかなと思って、あえてこの1ページにで全て収まる範囲で作らせてもらってるんですよ。で結果ちょっと小さくなったなどは思ってたんですけども。
森武敏委員	<p>違いがわからないんですよ。</p> <p>それと関連ですけどこのもう一つ上の方の外れてるところがありますよね。983-2 の民家。なんでここだけ外れてるんですか。</p>
事務局	983-2 はですね、おそらく所有者が違うんだと思うんですけど、そもそも議事で上げ

議長	<p>てないので、その土地についてはですね。譲渡人さんからのですね。おそらくそこから辺まとめて売買をしたかったと思うんですけど、違う人の土地だったか、もしくは農地じゃないか、で、この許可申請自体には上がってないということです。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>それぞれですね隣接地に伴う移動とか何とかの問題につきましてはですね、当事者辺りでしっかり話し合いをしてもらって、代々動けるような状態を作って頂ければいいんじゃないかと思しますので、よろしくお伝えください。</p> <p>もうないようでしたら採決に移りたいと思いますけども、許可相当と思われる方、挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。許可いたします。</p>
議長	<p>次よろしくお願いします。次5番目になりますけども、地元委員さん。はいどうぞ。</p>
田中委員	<p>10番田中です。事務局から12月に一度土地を借りたいということであったのですが無理だという事で、3月にまたありまして、その申請をされたのが譲渡人さんの土地を借りて作りたいという事で、町外に今お住まいですけどそこはもう処分して6月にこっちに移住したいという。23日選挙日ですね。その時に来てもらえないかって言ったら来てもらえて作業をしたわけです。まったく農業をしたことがないという事で、譲渡人さんが2,3年は手伝って、慣れるまでやって行こうと思いますということで行われたので、別に問題は無いかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>すいません4番につきまして何かありませんか。先に飛ばしてました。</p> <p>あの、地元委員さん、何かございませんか。</p> <p>地元委員さんはどなたでしたかね、入江さん。里の方ですけどね。何も聞いていませんか。</p> <p>ないようでしたら4と5と採決したいと思いますけども、許可相当と思われる方挙手をもってお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。許可相当という事で許可いたします。</p> <p>議案第1号が終わりましたが次にも次にですね、議案第2号農地中間管理事業による農地利用集計計画についてという事で事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>12ページご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>こちら1件だけですね。貸借権の設定という事で、遠目郷の434, 435田2筆で2,000</p>

	<p>m<sup>2</sup>。公社を通じまして右の方に書いておりますけども、令和3年度遊休農地判定という事で、夏の皆さんの利用状況調査ですね、令和3年度の時にA判定、もう遊休地だということで判定がされて、その後所有者さんにどうしますかという意向調査をかけた。中間管理事業を使って貸し借りをしたいですってという回答を頂いておりました。その辺の情報を聞いて、借受人さんがちょうど涼しい所で野菜を作りたいと、ブロッコリーを作りたいという事だったんですけどもというところで、そこを借り受けるということで話が進んでおります。なので実際ですね貸付人さんと借受人さん自体は全然接点がなく、まったく知らない人同士ではあったんですけども、うまく話が進んだケースかなと思います。3年間で反の3,000円という事を出されております。場所につきましては13ページに付けております。</p> <p>だいぶ荒れては来てる場所なんですけども、その付近も他にも遊休農地あったんですけども、さしあたりこの2筆を借りたいということでございました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは地元委員さん、出口さん何かありますか。</p>
出口委員	<p>4番出口です。町外にその地主さんが住んでおらすとですけども、もう百姓の方は全然できないと言ってですね、車の運転免許も返納しておらしたとです。たぶん3、4年前までちょっと乗りよらしたかな。それでもう全然できないでそのままになってたんですけど、作ってもらえる人がいればこれ幸いだと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他に、他の委員さんありませんか。</p>
山口委員	<p>細かい事ですけどいいですか。6番の山口です。あの13ページのですよ、貸付人さんは借受人になって、借受人さんが貸付人になってると思うんですけど。すいませんそれだけです。</p>
事務局	<p>すいません間違いです。上の3行目ですね。借受人と貸付人が逆になってます。申し訳ありませんでした。</p>
議長	<p>他にありませんか。今こういう風な遊休農地がこのように農業振興公社を通じて貸し借りが出来ないか、また開けるんじゃないかと思うんですけども、他の地域についてもですね、いろんな場所があるんじゃないかと思しますので、それぞれみなさんもよく注意して観察していただいとけばいいんじゃないかと思します。</p> <p>他にないようであれば採決に移ります。許可相当と思われる方は挙手をもってお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。許可相当という事になりましたので許可いたします。</p>

事務局	<p>その他事務局から。</p> <p>はい。ホッチキス止めの資料を配ってるんですけども、今日配った資料ですけども。先月の総会で、転用して隣接地が営農できなくなったら困るというような話があったので、その後の処理についてまとめました。上から一応説明していきます。</p> <p>令和5年3月総会における意見ということで、分業住宅地への転用という事で、転用により住宅ができるのは問題ありませんけれども、町外からの転入者などが苦情をだして道で防除作業等が出来なくて、結果営農を断念しないといけないと、そういうやつが出てくるんじゃないかという事で、何か対策ができないかということでした。</p> <p>総会に置きましたは、さしあたり隣接農地の同意書にその旨を記載すると。あと他の他市町の状況を確認しましょうという事だったんですけども。大村市に山口委員さんのご親戚がいらっしゃるという事で話を通して頂いて、私も聞いてみたんですけども、業者さんから最終的に個人さんによる売買契約書になって、その旨を追加してもらえないですかという話をしているという事で、何か1筆書かせているとかそういうことはなくて、結果までは特に確認はしていないという事で、一応一言言っているという状況でございます。</p> <p>隣接地の同意書につきましては次のページに新しいものを付けているんですけども、ちょっといろいろ変えまして、大きく変えたのが真ん中辺で黄色で塗ってますけども、ただし農薬の散布や機械の搬入など営農活動に支障が出ないこと、その他農地への被害が発生した場合には、申請人の責により解決することを条件といたします。ということで、下の方には転用事業者さんがこういう条件を確認しましたという押印ももらうように、という内容に改良しました。これで会長にも一応見て頂いて大丈夫なんじゃないかということでもございました。</p> <p>1 ページ戻って頂いてすいません。一番そうですね蔵本の転用、先月の分につきましては、同意書を取り直すのはちょっと難しいなという話だったので、宅地の購入者との売買契約に特約事項みたいな形で追記をしますということになりました、それが3ページ4ページなんですけれども、3ページは契約書の会社の部分です。あんまり何も変わってないです。4ページの一番下ですね。容認事項という事で、5番、買主は本物件の周辺環境について十分に把握・承諾の上購入することを前提とし、該当土地周辺の農地における営農活動(農薬の散布・機械の搬入など)に支障を生じさせないこと。万が一その他農地へ被害等を発生させた場合には、買主の責任と負担により解決することとします。という文言を追加して頂くという事になりました。今回こうやって契約書にはっきり書いていただいたので、一番いい形だったんじゃないかなと思っております。何かこの件、ご意見等ございませんでしょうか。福田委員さんどうでしょう。</p>
福田光宏委員	ばっちりですよ。
事務局	これで少しでもですね、今後、転用でのトラブルが減って行けばいいかなと思います。また何かありましたらよろしくお願いします。



あとすいません農業者年金のパンフレットを配っておりますけども、今までちょっと説明はあまりしてこなかったもので、今回3部配ってるのは農家の方に配っていただく用ということで、軽トラとかに入れて頂いて、自ら配って頂くという想定のもと配っておりますので、ぜひいろんな方に配布をしていただきたいなと思います。

簡単にちょっと内容を説明していきたいと思います。

まずめくって頂いて2ページ3ページですね、あなたの老後の支えは大丈夫という事で、国民年金が40年加入で月額約13万円、年額約156万円になるのに対して、老後の平均統計が、高齢農家世帯月額22万円、年額264万円ということで、108万円ですね、ここだけみても下がるというような状態で、このように国民年金だけでは十分といえませんがということで、プラスアルファの積み立てをしましょうというような内容です。

次のページですね、農業者年金の特徴という事で1から6まであるんですけども、1番目が農業に従事する方なら広く加入できますという事で、年間60日間以上農業に従事する方経営主の方はもちろん奥さんとか子供さんもOKです。国民年金の第1号被保険者、普通の国民年金の加入者となっております。20歳以上60歳未満の方ですね。ただし、60歳以上65歳未満の方も全員加入することができます。ちょっと下に小さく書いてあります。

特徴2番、少子高齢化に強い年金です。途中で平成14年やったですかね、制度が大きく変わりました、それ以降は自分が積み立てた保険料とその運用益によってもらえる額が決まるという事で、自分が収めた額がベースになりますので、損することはないですよというようなことが書いてあります。

特徴3、終身年金で80歳までの保証付きと。年金は生涯支給されます。受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった老齢年金の現在価値に相当する額が、一時金として支給されますと。

特徴4が税制上の優遇措置という事で、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になります。節税につながるという事で支払った保険料の15%から30%はもう節税につながる有利なものとなっております。

保険料の額は自由に決められますということで5番ですね、保険料2万円から6万7000円の範囲で1000円単位で選ぶことができます。

あと特徴の6番、保険料の国庫補助金がありますということで、認定農業者など一定の要件を備えた方には、保険料、ただし2万円なんですけども、一定の国庫補助が最大20年ありますので、こちらが8ページですねちょっと飛びますけども、ちょっと飛ばして、8ページ9ページですね。

保険料の国庫補助額という事で一番が認定農業者で、かつ青色申告者で35歳未満であれば2万の内1万円は国庫補助がありますということで1万円納めれば大丈夫と。

35歳以上になっても1万4000円、6000円の補助がありますとっております。

2番は新規就業者で青色申告者。3番については、さっき言ったやつの1または2の人の配偶者または後継者で家族経営協定というのを作ってる方。4番については、認定農業者又は青色申告者のどちらか一方で、3年以内にどっちにもなりますと。なの

	<p>で1番になりますということに約束した人はこれですね、できなくても特に何か罰則があるという事はありません。ただ、3年目以降は何も補助がなくなるというだけです。これを約束した人でもOKです、となっております。5番は35歳までに1番になることを約束した後継者ですね。</p> <p>そして次のページ10ページ11ページですね、公的年金ならではの税制上の優遇配置という事で、さっきも言いましたように支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になるという事で、表に書いてありますけども、例えば月額2万円、年額24万円払ったとして、課税対象所得が真ん中のやつだったら195万超330万円以下であれば、4万8000円分ですかね。これが保険料控除になるというような内容になっております。</p> <p>かなり全体を通してなんですけども、こういう税制上の優遇もあるし、その積み立てたお金で自分がもらうという事で、損することはないという事で、ちょっと昔の制度では何か色々あったみたいなんですけども、今の農業者年金にとってかなり充実しているのかなと。私もまだあんまり勉強中ではあるんですけども、思っている所なんです。</p> <p>後ですね、すいません、6ページ7ページ。1番ですけども、7ページの1番認定農業者の場合という事で、右のオレンジの所の農業経営を後継者などに譲ることで保険料の国庫補助分の適用できますということで、20年した方で、そういう後継者に移譲したりすれば、プラスアルファで特例付加年金っていうのがまたプラスでもらえるというようなものがありますので、できれば20年ぐらいいは入るのが一番いいのかなと思っております。</p> <p>なので、推進を図るなら、30代とかそこらへんが一番ちょうどいいのかな。なるべく若ければ若いほど得はすると思うんですけども、30代とかその辺のどなたかいらっしゃれば、ぜひ推進をはかって頂いてですね。老後に備えて頂くということをご説明頂ければなど。詳しいことは事務局に聞いてみたらっていう事で、話を進めて頂いて結構ですので。ぜひですね、誰か若手で60日以上働くような方がいらっしゃれば、どんどん進めて頂いて委員さん伝手でも結構ですので、お話を頂きたいなという。</p>
森武敏委員	昨年は何名くらい入られたんですか。
事務局	一応ノルマが各市町ありまして、うちは2名なんですけれども昨年も2名確保しております。本当はもっといっぱい入れた方がいいんでしょうけども、今、令和5年度についてもお1人非常に前向きな方がいらっしゃるの、あと内容を説明しておそらく加入して頂けたら、その方は38か9ぐらいだと思います。なのでちょうど20年入れるかなと。あと、清心さん補足で何か、ぜひ。
清心委員	このパンフレットはただのきっかけづくりでありますので、分けて、興味のある方はすぐ質問をされますので、その時は事務局に。私もすぐ説明しに行きますのでよろしくをお願いします。

事務局	個別に訪問とかもしますのでぜひ、ちょっとでも興味がある方は来ていただければと思います。
森武敏委員	40代とか50代とかは。
事務局	全然損することはありませんし、控除もありますのでいいとは思いますが、よりいいのは若ければ若いほどかなと思います。
議長	<p>年金もですね、それぞれ払うのも大変でしょうけれどもいい制度じゃないかと思しますので、それぞれ身近な方に農業していらっしゃる方がおれば進めて頂ければと思います。</p> <p>議事に何かありませんでしょうか。</p>
事務局長	<p>すいません私の方から3点ほどあります。1点目、最初に言うべきことだったんですけども、4月の人事異動で人間が変わってりますので、前に居りますのが木場です。その隣が会計年度任用職員という事で、中山です。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>2点目なんですけれども、3月の議会で可決したものだだったので、先月お伝えすべきだったんですけども私の方がすっかり忘れておりました。最後の議会で特別職の職員の方、非常勤方も、報酬が改定をされました。農業委員さんと推進委員さんも改定をされまして、昨年度までが、会長さんで28万8000円、これが今年度からは32万2000円。委員さんが22万4000円だった所が25万円で、推進委員さんにつきましては19万2000円だったものが21万5000円となります。この農業委員さんの報酬につきましては議会の議員の報酬を基に可決されておまして、会長さんにつきましては、議長の月額報酬。委員さんにつきましては一般議会委員の月額報酬を基準にしております。推進委員さんにつきましては、もともと8000円×24月分で19万2000円とされていたようにも、それも今回上がったのと比率で掛けまして31万4000円に改定されております。以上になります。</p> <p>3点目につきましてはずっと言ってます下限面積の撤廃についてなんですけれども、今回ちょっと欠席されている方が多いという事もあり、また今度、来月ですけれども15、16、17で県と県央地区の農業委員会会長、事務局長会議がありますのでそこでまた詳しい説明があろうかと思しますので、来月の時に詳しく説明したいと思っております。こちらからは以上です。</p>
議長	全議事が終了いたしました、他に何か訪ねたいこと等あればよろしくお願ひします。
森武敏委員	タブレットですね、今年度は何台増える予定ですかね。

事務局	<p>今年度は増える予定はないです。昨年度ですね、7 台購入してまだアプリが完全に出 来上がっていない所があつてですね、私もあまり触ってないんですけども、なので どこまで使えるかっていうのがはっきり今わからない状態なので、夏の利用状況調査 につきましては昨年度と同じような形式でやろうかなと思っておりますので。 なるべく皆さんにご負担をかけないようにしたいと思っております。またタブレット についても今後の動きがあればご説明させていただきたいと思います。以上です。</p>
森武敏委員	<p>農業新聞辺りを見るとですね、やっぱりタブレットの利用というのは結構されてます から、そうした時に事務局の何か仕事も大分減るような話を書いてあるもんですから ね。</p>
事務局	<p>確かにその国の説明とかの資料を見ると、省力化につながるようなことは結構書いて あるんですけども、まだまだちょっと本当かなっていうところが大きいですね。 使えるものは当然、活用していきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
議長	<p>他に何もなければ今日はちょっと早くなりましたけれども、これで終わりたいとけれ ども、よろしいでしょうか。</p>
47 : 30	<p>ご苦勞様です。</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

1 番

12 番